

税務相談室

法人が引継ぐ資産の価額等

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：個人開業医から一人医師医療法人を設立した者です。法人設立に際して、個人当時の医療用機器・器具備品および車輛を帳簿価額で買い取ることにしました。買い取った引継ぎ減価償却資産についての取得価額、耐用年数等はどのようにしたらよろしいでしょうか。

お答え：法人が個人から取得した資産の取得価額は、原則として『時価』によります。また、耐用年数は引継ぎ資産の種類に応じて法定耐用年数を適用しますが、ご質問のような中古資産の場合には、見積り耐用年数によることもできます。

I 取得価格

個人営業を法人組織にし、個人時代に使用していた資産を買い取ることは、個人から法人への営業の譲渡ですので、減価償却資産の取得価額は次のように取り扱われることとなります。

法人が不当に高価で買入れた固定資産について、その買入価額のうち実質的に贈与したものと認められた金額がある場合には、買入価額からその金額を控除した金額を取得価額とすることに留意する。(法基通7-3-1)(平14課法2-1改正)

以上のことは、償却計算の基礎となる取得価額は、時価によるべきですから、その引継価額が時

価を超えて不当に高額なときは、超える部分の金額は引継価額から減算しなければならないということです。

II 中古資産の耐用年数の見積り

中古資産については、事業の用に供した年度において、その資産の耐用年数を算定し、その算定した耐用年数により償却額を計算することができますが、その事業年度において“算定しなかったとき”は、その後の事業年度において見積り法または簡便法により耐用年数を算定することは認められません(耐用年数通1-5-1)。

中古資産の耐用年数は、耐用年数省令別表に定める法定耐用年数によらず、見積り法または簡便法により算定した耐用年数により償却額を計算することができます(耐用年数省令第3条)。

III 耐用年数の見積りの簡便法

取得した中古資産がX線装置、車輛等のように個別耐用年数が定められている資産で、その耐用年数を見積ることが困難な場合には、次の(1)または(2)によって計算した年数(1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満のときは2年とする)を耐用年数とすることができます。(耐省令3条第1項第2号)

(1) その中古資産が法定耐用年数の全部を経過したものである場合には、その法定耐用年数の20%に相当する年数。

(2) その中古資産が法定耐用年数の一部を経過したものである場合には、その法定耐用年数から経過年数を控除し、その控除後の年数に経過年数の20%に相当する年数を加算した年数。

(2)の場合を例にとり、X線装置または車輛の耐用年数を計算してみましょう。法定耐用年6年、経過年数を2年とすると、

$(6年 - 2年) + (2年 \times \frac{20}{100}) = 4.4年$ (1年未満は端数切捨て)は4年が新法人の適用する新耐用年数となります。

IV 経過年数が不明な場合の経過年数の見積り

法人がその有する中古資産に適用する耐用年数を簡便法により計算する場合において、その資産の経過年数が不明なときは、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を見積ります(耐用年数通1-5-5)。